

報告（2）

本納小学校の土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等指定の対応について

1. 経過

平成 13 年 4 月

土砂災害防止法の施行

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

- ・施設の整備などハード対策ではなく、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するための法律
- ・指定基準：崖の傾斜度が 30 度以上、高さが 5 m 以上

平成 19 年

～

平成 28 年

千葉県が、法に基づき調査を始め、市内については平成 28 年度までに基礎調査が終了し、順次区域指定を行う。

平成 30 年 7 月 7 日

- ・本納小学校の土砂災害防止法の区域指定について、長生土木事務所より、本納小学校保護者に対して説明を行う。
- ・説明会后、概ね 3 か月後には「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定される予定となる。

平成 30 年 8 月 1 日

本納小学校 P T A より、市長及び教育長に対して「本納小学校の安全対策についての要望書」が提出される。

2. 要望内容

1 安全な場所への移転について

- (1) 移転場所としましては、近くで利便性の良い本納中学校への移転が望ましい。
- (2) 本納中学校の余剰教室を活用したり、新校舎を建設するなどして対応できる。

2 移転時期について

- (1) できるだけ早期での移転を要望する。

3 特色ある教育について

- (1) 本納小学校と本納中学校を併設し、小中一貫教育を導入する。
- (2) 中学校の先生に小学生への指導をしてもらうことで、専門的な学習や部活動を推進する。

3. 今後の対応

子どもたちの安全確保という視点から土砂災害防止法の区域指定を重く受け止めている。要望書にある本納中学校への移転については、本納小学校に近いという利便性や空き教室の活用を考えると、崖の危険性回避のための有力な移転先として、今後前向きに検討していく。

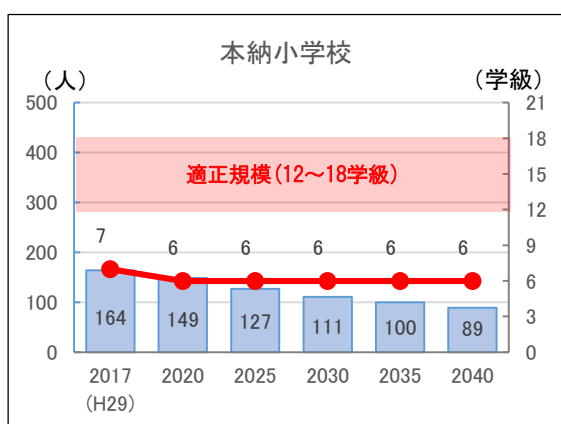
※本納中学校・・・普通教室 14 教室（現在 7 教室を使用）

- ・本納中学校の学級数は、今後 2、3 年は 7 学級から 8 学級で推移し、その後 6 学級となる見込み。
- ・普通教室については、本納小学校が入ることは可能であるが、ことばの教室や特別支援学級の教室などを考慮すると増築が必要となる見込み。

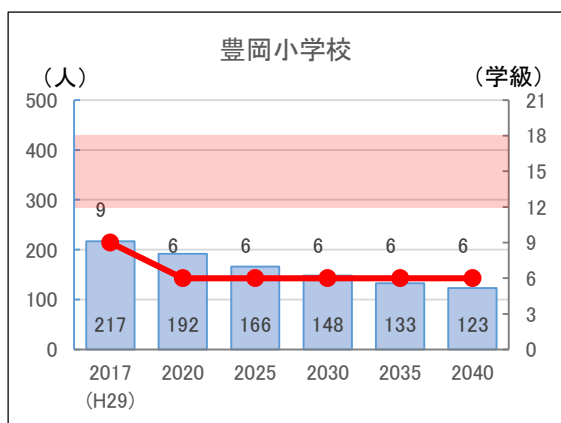
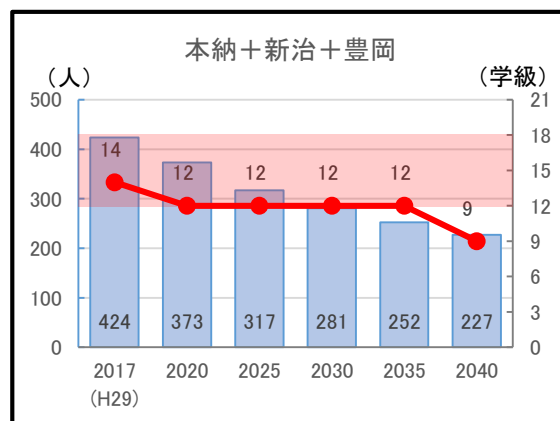
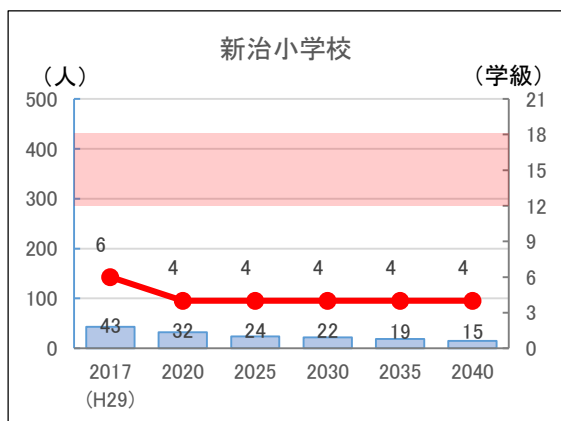
【対応策】

防災対策として本納中学校の敷地内を活用しつつ、必要な教室を増築し、本納小学校の移転を進めていくことを検討する。

4. 児童生徒数の推計（※茂原市学校再編第一次実施計画より抜粋）



※縦棒は児童数（左軸）
折れ線は普通学級の学級数（右軸）



(参考)

